2015年4月現在の内容です

JATA会員企業様向けハイパー任意労災

◆業務災害総合保険◆

（業務災害補償特約、疾病入院医療費用補償特約、葬祭費用補償特約、使用者賠償責任補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約　等セット）

大切な従業員が安心して業務に従事できるように手当することは、人材の安定確保、福利厚生の充実という面からも重要です。この制度がお役に立てるものと考えますので、ぜひご加入をご検討ください。

「ハイパー任意労災」6つの特長

1 業務中や通常経路による通勤途上のケガはもちろん、**過労などによる脳・心臓疾患、精神障害などを原因として、万一従業員の方が死亡したり、後遺障害を生じた場合**も補償します。

（注）保険金のお支払いには、労災の給付決定などの認定や、脳・心臓疾患、精神障害などを発病した日、および死亡した日または後遺障害を生じた日が保険期間中であることなどが条件となります。

2 業務を原因とする**熱中症・日射病による死亡・入院・通院などや地震・噴火・津波によるケガや死亡**も補償します。

3 高額化する労災訴訟への備えとして、定額補償に加え**最高3億円※までの損害賠償責任に対応可能!**

（注）労災保険の補償の対象となる方に対する賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の請求結果が必要です。
※事業内容によっては引受限度額が1災害最高1億円になります。

4 **労災認定を待たずに、保険金を貴社にお支払いします。**

（注1）受け取られた保険金は、その全額を貴社から従業員やそのご遺族にお渡しいただきます。
労災認定が必要な補償や、代替の人材採用などの会社費用に充当できる補償もあります。
（注2）病気を補償する特約については、病気を被ったご本人に保険金をお支払いし、「保険金お支払のご案内」もご本人に送付します。

5 事業主・役員・従業員はもちろん、**パート・アルバイトも補償します。**

6 従業員数に関係なく、**貴社の売上高・事業内容から保険料が決まり、契約が簡単。人員の増加・入れ替りがあっても自動的に補償**します。

この広告は、保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、所定のパンフレットをご覧いただくか取扱代理店または引受保険会社にお問い合せください。

お問合せ・お申込み

取扱代理店　**株式会社ジャタ**　〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル
TEL　03-3504-1751　E-mail　mail@yu-jata.com

株式会社ジャタはJATAの会員サポート拡大を目的として旅行業に係わる団体制度を取扱う会社です。

引受保険会社
AIU損害保険株式会社　東京第六支店
〒105-0001　東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル6F
TEL. 03-6895-2660
受付時間：午前9時～午後5時まで　（土・日・祝日・年末年始を除く）
http://www.aiu.co.jp

※「ハイパー任意労災」はAIU損害保険株式会社の業務災害総合保険のペットネームです。

AIU保険
Member of AIG

A-000537　2016-05